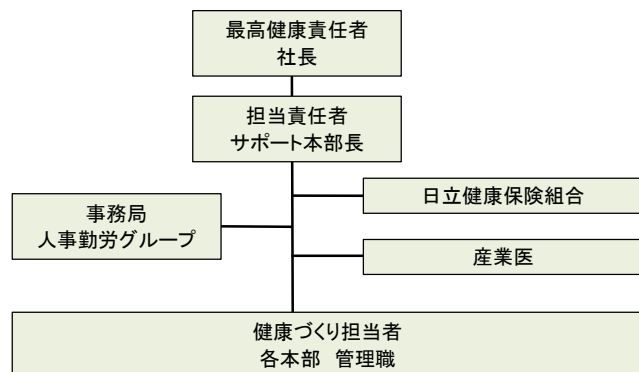


関西日立株式会社 2025年度健康経営の取り組みについて

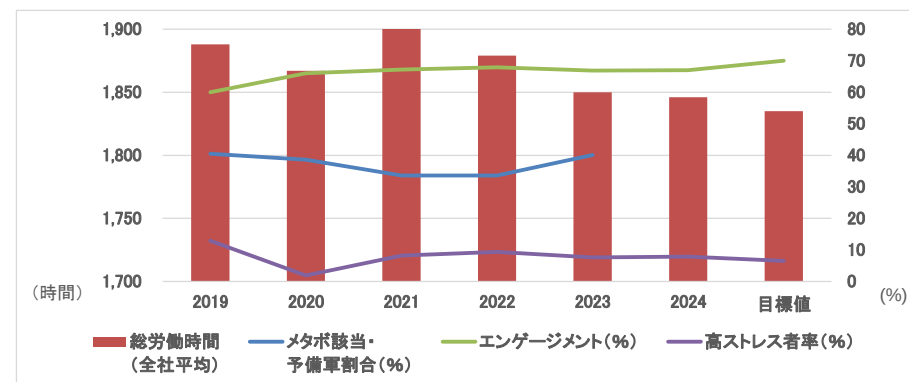
■健康経営優良法人2026(大規模法人部門)認定要件・当社での取り組み事項

大項目		中項目	小項目	評価項目	認定条件		当社での取り組み事項			
					大規模	ホワイト500				
1. 経営理念(経営者の自覚)			健康経営の戦略、社内外への情報開示	健康経営の方針等の社内外への発信	必須		社外HP、社内イントラサイトで発信。事務所入口に掲示。社外へのノウハウ発信。			
			自社従業員を超えた健康増進に関する取り組み	①トッランナーとしての健康経営の普及	左記①～⑯のうち13項目以上	必須	安全講習会で、仕入先に、健康経営の実施状況等を把握するアンケートを実施。安全講習会で、健康経営の普及を実施。			
2. 組織体制			経営層の体制	健康づくり責任者の役職	必須		最高責任者 代表取締役。			
			実施体制	産業医・保健師の関与			健康経営推進体制有り。			
			健保組合等保険者との連携	健保組合等保険者との協議・連携			日立健康保険組合・産業医と協議・連携。			
3. 制度・施策実行			健康課題に基づいた具体的な目標の設定	健康経営の具体的な推進計画	必須		健康課題に基づいたKPI設定。目標管理制度に個々人が健康目標を設定。			
			健診・検診等の活用・推進	②従業員の健康診断の実施(受診率100%)	左記①～⑯のうち13項目以上	左記②～⑯のうち13項目以上	2024年度100%			
				③受診勧奨の取り組み			産業医のコメント付きで要再検査対象者に受診観奨。健診・二次健診受診時の就業時間認定。二次健診未受診者に産業医面談を実施。健診・部位健診費用補助。線虫がん検査費用補助(カフェテリア)。			
				④50人未満の事業所におけるストレスチェックの実施			2025年7月実施予定。2024年度は7月に実施済み。			
		健康経営の実践に向けた土台づくり	ヘルスリテラシーの向上	⑤管理職・従業員への教育			産業医の情報提供。健康に関する情報をメルマガで提供。e-learning提供。健康や運動に関するポータルサイト設置。体組成計・血管年齢測定会の開催。			
			ワークライフバランスの推進	⑥適切な働き方の実現に向けた取り組み			ノー残業デー、総労働時間の設定。フレックスタイム勤務制度の活用。			
			職場の活性化	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み			スポーツイベントの実施。社内SNS。飲料セミナーの実施。			
			病気の治療と仕事の両立支援	⑧私病等に関する復職・両立支援の取り組み			時間単位年休、休業制度。仕事と治療の両立支援に関する相談窓口設置。			
			保健指導	⑨保健指導の実施および特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み			(日立健保)とのコラボヘルス実施。(35歳および40歳以上の対象者は参加必須)			
				⑩食生活の改善に向けた取り組み			自動販売機の内容変更(0カロリー、特保飲料を価格下げて導入)。			
				⑪運動機会の増進に向けた取り組み			食生活改善に向けたセミナーの開催。			
				⑫女性の健康保持・増進に向けた取り組み			日々のラジオ体操。社内ウォーキングイベント。企業対抗ウォーキングイベント参加。スポーツイベントの実施。健康や運動に関するポータルサイト設置。運動推奨日の設定。			
			具体的な健康保持・増進施策	⑬長時間労働者への対応に関する取り組み			女性医師による予約制電話相談サービスの利用。女性特有の疾病(乳がん・子宮頸がん)に関する健診費用補助。			
				⑭メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み			平日時間外月45時間を越える場合、事前に伺いを提出。人事労務グループ1on1面談の実施。			
				⑮感染症予防に向けた取り組み			メンタルケアカウンセリングサービスの利用。メンター制度有り。人事労務グループ1on1面談の実施。			
				⑯喫煙率低下に向けた取り組み			予防接種の費用負担。発熱検知端末、消毒液、マスク、加湿器、体温計の設置。インフルエンザワクチン費用補助(カフェテリア)。			
			感染症予防対策	⑮感染症予防に向けた取り組み			禁煙プロジェクトの実施。			
			喫煙対策	⑯喫煙率低下に向けた取り組み						
							受動喫煙対策に関する取り組み	必須	屋内での喫煙禁止。就業時間中喫煙禁止。	
			4. 評価・改善				健康経営の推進に関する効果検証	健康経営の実施についての効果検証	必須	個々の施策について安全衛生委員会で報告。次年度の施策について健康づくり担当者と検討の後、経営会議で審議。
			5. 法令遵守・リスクマネジメント					定期健診を実施していること、50人以上の事業場においてストレスチェックを実施していること、労働基準法または労働安全衛生法に係る違反により送検されていないこと、等。	必須	

■健康経営推進体制



■健康経営に関する取り組み結果、今後の目標



※2024年度のメタボ該当・予備軍割合については、現在集計中です。